

限日現金決済先物取引における
理論現物価格決定細則

限日現金決済先物取引における理論現物価格決定細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第7項の2の規定に基づき、限日現金決済先物取引の理論現物価格の決定に関し必要な事項について規定する。

(理論現物価格の定義)

第2条 限日現金決済先物取引の理論現物価格とは、当該限日現金決済先物取引の対象となる現物先物取引の1番限月及び6番限月の帳入値段をもとにフォワードレート（当社市場内における想定上の貸借に係る利率をいう。以下同じ。）を算出し、当該利率と現物先物取引の1番限月の当月限納会日までの残存日数に基づき、現物先物取引の1番限月の帳入値段から計算した理論上の現物価格をいう。

2 前項にかかわらず、当該限日現金決済先物取引の対象となる現物先物取引の当月限納会日にあつては、前項中「1番限月」とあるのは「2番限月」と読み替えるものとする。

(理論現物価格の算出方法)

第3条 限日現金決済先物取引の理論現物価格は、当社が次の各号に掲げる算出式（当該限日現金決済先物取引の対象となる現物先物取引の当月限納会日を除く通常時は第1号、当該限日現金決済先物取引の対象となる現物先物取引の当月限納会日は第2号の算出式とする。）により算出した値段を清算機構に通知し、清算機構が定める値段とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値段とする。

$$(1) r_1 = [\log(F_6/F_1)] / t_{1-6}$$

$$S = F_1 / e^{r_1 t_{0-1}}$$

$$(2) r_2 = [\log(F_6/F_2)] / t_{2-6}$$

$$S = F_2 / e^{r_2 t_{0-2}}$$

(注) 当該算出式における各記号の意味は次のとおりとする。なお、フォワードレートの算出にあたっては、小数第8位を四捨五入する。

S : 理論現物価格

r_1 : 現物先物取引の1番限月及び6番限月の帳入値段をもとに算出したフォワードレート

r_2 : 現物先物取引の2番限月及び6番限月の帳入値段をもとに算出したフォワードレート

F_1 : 現物先物取引の1番限月の帳入値段

F_2 : 現物先物取引の2番限月の帳入値段

F_6 : 現物先物取引の6番限月の帳入値段

t_{1-6} : 現物先物取引の1番限月の納会日と6番限月の納会日の間隔/360

- t_{2-6} : 現物先物取引の2番限月の納会日と6番限月の納会日の間隔/360
 e : 自然対数の底
 t_{0-1} : 取引日と現物先物取引の1番限月の納会日の間隔/360
 t_{0-2} : 取引日と現物先物取引の2番限月の納会日の間隔/360

(改廃)

第4条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成27年5月7日に施行する。

附則

細則名、第1条(目的)、第2条(理論現物価格の定義)及び第3条(理論現物価格の算出方法)の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。